(1) 構造改革特別区域計画 本体

4 構造改革特別区域の特性

(1) 本県産業の概要

(略)

近年では,輸送用機械(自動車,造船),鉄鋼及び一般機械などの基幹産業に加えて, 東広島市から福山市に至る県の中央・東部地域を中心として,半導体や携帯電話など のエレクトロニクス関連産業の集積が進展し,本県の平成16年の製造品出荷額等では,電気機械産業の出荷額が5年前と比較して約2倍に増加するなど,高い伸びを示している。

IΗ

(2) 本県のIT化の現状と課題

(略)

産業活動を支える情報サービス業については,<u>県内の企業数は平成16年度で全国第7位となり,全国を上回る伸びを示しているが</u>,従業者数や年間売上高は,低い伸びにとどまっている。

(2) 本県のIT化の現状と課題

(略)

< 情報サービス業の現状>

区分	亚式 16 年度	全国での位置付け	最近5年間の比較
	平成 <u>16</u> 年度		(H <u>16</u> /H12)
企業数	<u>212</u> 所	シェア <u>3.0</u> % , 7位	<u>1.06</u> (全国0.94)
従業者数	<u>8,575</u> 人	シェア1.5% , <u>9</u> 位	<u>1.01</u> (全国 <u>1.03</u>)
年間売上高	<u>158,157</u> 百万円	シェア1.1%,9位	1.05(全国1.36)

(3) 本県のIT化に向けた取組み

情報通信技術が急速に発展する中で,本県では,<u>ITを様々な分野に取り入れ,県</u>民だれもが,県内どこに住んでいても,いつでも高度な情報サービスを享受できる高度情報化社会の実現を目指して,「ITひろしま行動計画2005」を策定し,「IT社会を支える基盤整備」,「IT活用による産業創造」,「IT活用による快適でゆとりある生活実現」等に重点的に取り組んでいるところである。

4 横造改革特別区域の特性

(1) 本県産業の概要

(略)

近年では,輸送用機械(自動車,造船),鉄鋼及び一般機械などの基幹産業に加えて, 東広島市から福山市に至る県の中央・東部地域を中心として,半導体や携帯電話など のエレクトロニクス関連産業の集積が進展し,本県の製造品出荷額等では,電気機械 産業の出荷額が高い伸びを示している。

新

(2) 本県のIT化の現状と課題

(略)

産業活動を支える情報サービス業については,最近の5年間では,全国と比較し, 企業数は伸びているものの,従業者数や年間売上高は,低い伸びにとどまっている。

(2) 本県のIT化の現状と課題

(略)

< 情報サービス業の現状>

区分	平成 17 年度	全国での位置付け	最近5年間の比較
	十以 11 十反		(H <u>17</u> /H12)
企業数	<u>201</u> 所	シェア' <u>2.9</u> % , 7 位	<u>1.01</u> (全国 <u>0.91</u>)
従業者数	<u>8,037</u> 人	シェア1.5% , <u>8</u> 位	<u>1.02</u> (全国 <u>1.04</u>)
年間売上高	<u>167,135</u> 百万円	シェア゙1.1% , 9位	1.11 (全国1.36)

(3) 本県のIT化に向けた取組み

情報通信技術が急速に発展する中で,本県では<u>「ITひろしま行動計画2005」に基づき</u>,情報通信基盤の整備を始め,各種情報提供システムの構築など,IT施策の総合的・戦略的・効率的な推進に努めてきたところであり,更に,平成18年度からは,これまでに構築してきた情報通信基盤等を有効に活用しながら,ITの恩恵を享受できる社会の実現を目指すため,「ITひろしま推進指針」に基づき,「IT活用に向けた環境整備」や「多様なIT活用の展開」等に取り組んでいるところである。

5 構造改革特別区域計画の意義

(2) I T社会の実現に向けた施策の強化

この計画の実施により,ITに関する基礎的な知識・技術を備えた人材を多数輩出することは,本県が推進している「IT社会を支える基盤整備プロジェクト」,「IT活用による産業創造プロジェクト」,「IT活用による教育改革プロジェクト」などの各種施策の実効性を高め,IT社会の実現に向けた施策の強化を図ることができる。これにより,本県が目指すIT社会の姿~「創造的な産業活動の活発な展開」,「新たな「教育県ひろしま」の創造」,「県民生活の充実」の実現に,大きく寄与することが期待される。

8 特定事業の名称

1131 (1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を 免除する講座開設事業

1132 (1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(2) 産業の情報化の支援

(略)

中小企業のITを活用した経営革新に向けた取組みを促進するため,(財)ひろしま産業振興機構を通じ,IT利活用の取組みに積極的な企業等を対象に,電子商取引の導入や電子商取引サイトの機能強化を支援する実践的な研修を実施する。

5 構造改革特別区域計画の意義

(2) I T社会の実現に向けた施策の強化

この計画の実施により,ITに関する基礎的な知識・技術を備えた人材を多数輩出することは,本県が「ITひろしま推進指針」に基づき推進している「IT活用に向けた環境整備」や「多様なIT活用の展開」等各種施策の実効性を高めるなど,IT社会の実現に向けた施策の強化を図ることができる。

これにより, <u>本県が目指しているITの恩恵を享受できる社会の実現に</u>大きく寄与することが期待される。

8 特定事業の名称

1131 (1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前 試験を免除する講座開設事業

1132 (1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
- (2) 産業の情報化の支援

(略)

中小企業のITを活用した経営革新に向けた取組みを促進するため, <u>情報機器の</u> 導入等を行う中小企業等への金融支援を実施する。

(2)構造改革特別区域計画 別紙1

(2)構造以単行が広み間間が続け	新
別紙 1	別紙1 - 1
1 特定事業の名称 (略) 1131(1143)	1 特定事業の名称 (略) 1131(1143、1145)
2 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者 学校法人上野学園広島コンピュータ専門学校(広島市西区横川新町7-12) 学校法人電子開発学園九州広島情報専門学校(広島市南区比治山本町16-35) 学校法人上野学園広島電子専門学校(広島市中区千田町1丁目2-19) 学校法人鶴学園広島工業大学専門学校(広島市西区福島町2丁目1-1) 株式会社大栄教育システム(広島市中区紙屋町2-2-2)	2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 講座の開設者 _学校法人上野学園広島コンピュータ専門学校(広島市西区横川新町7-12) _学校法人上野学園広島電子専門学校(広島市中区千田町一丁目2-19)
4 特定事業の内容 (1)経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 初級システムアドミニストレータ講座(Aコース) 別添資料1 学校法人上野学園広島コンピュータ専門学校 初級システムアドミニストレータ講座 大学併修系・システム系学科(B-1コース) 別添資料2 マルチ系・ビジネス系学科(B-2コース) 別添資料3 在校生以外対象コース(B-3コース) 別添資料4 学校法人電子開発学園九州広島情報専門学校 初級システムアドミニストレータ講座(Cコース) 別添資料5 学校法人上野学園広島電子専門学校 初級システムアドミニストレータ講座(Dコース) 別添資料6 学校法人鶴学園広島工業大学専門学校 初級システムアドミニストレータ講座(Eコース) 別添資料7 株式会社大栄教育システム(紙屋町校,広島駅前校,福山校)	4 特定事業の内容 (1)経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 初級システムアドミニストレータ講座(サーティファイ併用Aコース) 別添資料1 学校法人上野学園広島コンピュータ専門学校 初級システムアドミニストレータ講座(サーティファイ併用Bコース) 別添資料2 学校法人上野学園広島電子専門学校

(2)修了認定の基準

各校が定める出席率を満たして出席した受講生について,修了認定に係る試験を 受験できる有資格者と定める。有資格者に対し修了試験を実施し,独立行政法人 情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について,修了を認 定する。

【各校が定める出席率】

広島コンピュータ専門学校	当該講座の8割以上
広島情報専門学校	当該講座の3分の2以上
広島電子専門学校	当該講座の8割以上
広島工業大学専門学校	当該講座の8割以上
大栄教育システム	当該講座の8割以上

広島コンピュータ専門学校において、平成16年4月14日から平成16年6月24日までの期間に同校で行った「ハードウェア」「か・レーティング・メステム」「プログラム言語」「ソフトウェア」「コンピューター・デクチャー」を履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、同校に在学している者については、別添資料13-に掲げる補講講座を履修することにより、初級システムアドミニストレータ講座(Aコース)における履修計画を修了したものとし、修了試験の受験資格を得るものとする。また、平成17年6月24日までの期間に同校で行った「ハードウェア」「OS基礎」「ネットワーク基礎」「ソフトウェア」「情報処理演習」を履修し(別添資料13-)、かつ、修了認定に係る試験日現在、同校に在学している者については、初級システムアドミニストレータ講座(Aコース)における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験の受験資格を得るものとする。

広島情報専門学校において、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの期間に同校で行った「コンピュータシステム」「システム設計」「ネットワークの基礎」及び「データベース」を履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、同校に在学している者については、別添資料14に掲げる補講講座を履修することにより、初級システムアドミニストレータ講座(B-1コース)における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験の受験資格を得るものとする。

広島情報専門学校において、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間に同校で行った「EUC」を履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、同校に在学している者については、別添資料15に掲げる補講講座を履修することにより、初級システムアドミニストレータ講座(B-2コース)における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験の受験資格を得るものとする。

(2)修了認定の基準

- ア 民間資格を取得するための試験「シスアド技術者能力認定試験(2級)」を受験 し,合格した者であって,かつ履修計画にある認定講座に8割以上出席した者に 対し,修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。
- イ 有資格者に対し、当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

広島電子専門学校において、平成16年9月29日から平成17年12月22日までの期間に同校で行った「コンピュータ概論」を履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、同校に在学している者については、別添資料16に掲げる補講講座を履修することにより、初級システムアドミニストレータ講座(Cコース)における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験の受験資格を得るものとする。

広島工業大学専門学校において、平成16年4月1日から平成18年3月31日 までの期間に同校で行った「コンピュータシステム」「システム設計」「ネットワーク知識」「ファイルとデータベース」及び「情報化と経営」を履修(別添資料17)し、かつ、修了認定に係る試験日現在、同校に在学している者については、初級システムアドミニストレータ講座(Dコース)における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験の受験資格を得るものとする。

(3)修了認定に係る試験の実施方法

- 修了認定に係る試験は当該講座ごとに2回実施し,実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。
- 修了認定に係る試験会場は、当該講座が実施される施設とする。
- 試験問題は,独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用し,また, 講座の修了を認めた者の氏名,生年月日及び試験結果については,独立行政法人 情報処理推進機構に通知するものとする。
- 修了認定に係る試験の採点事務は,当該規制の特例措置の適用を受けようとする 者が行うものとする。

(3)修了認定に係る試験の実施方法

- ア 修了認定に係る試験は,独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する 問題を使用して,実施する。
- <u>イ 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで,</u> 修了認定に係る試験を実施することができるものとする。
- ウ 修了認定に係る試験の会場は,当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 が特別区域内に指定した施設とする。
- 工 修了認定に係る試験の採点事務は,当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。
- オ 講座の修了を認めた者の氏名,生年月日及び試験結果については,当該民間資格の取得を証する写しと併せて,独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知する。
- <u>(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目</u>

資格名称:シスアド技術者能力認定試験(2級) 試験科目:シスアド技術者能力認定試験(2級)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目:表に示すとおり

	出題分野		試験項目
(A)	情報の基礎理論	1	基数変換,データ表現,演算と精度,論
			理演算,符号理論
(B)	データ構造とアルゴ	1	流れ図,決定表,BN記法,ポーランド

	<u>リズム</u>		記法
(C)	ハードウェア	1	半導体と集積回路
		2	プロセッサ,動作原理
		3	メモリ,記憶媒体,補助記憶装置
		4	入出力インタフェース,入出力装置,接
			続形態・接続媒体
		5	コンピュータの種類と特徴
<u>(D)</u>	<u>基本ソフトウェア</u>	<u>1</u>	<u>OS の種類と構成</u>
		2	ファイル管理,障害管理
		<u>3</u>	ヒューマンインタフェース, 日本語処理
		<u>4</u>	<u>ミドルウェア</u>
<u>(E)</u>	システム構成と方式	1	システム構成方式,処理形態
		<u>2</u>	システム性能 , 信頼性
		3	<u>応用システム</u>
<u>(F)</u>	システム開発と運用	<u>1</u>	プログラム言語,言語処理系
		<u>2</u>	EUC , EUD , ソフトウェァの利用
		3	開発手法,設計手法,テスト手法
		4	システムの環境整備,運用管理
(G)	ネットワーク技術	1	プロトコルと伝送制御
		2	符号化と伝送技術
		<u>3</u>	LAN とインターネット
		<u>4</u>	電気通信サービス
		<u>5</u>	ネットワーク性能
		<u>6</u>	<u>伝送媒体,通信装置</u>
<u>(H)</u>	<u>データベース技術</u>	<u>1</u>	<u>データベースモデル</u>
		<u>2</u>	データの分析・正規化
		<u>3</u>	<u>データ操作</u>
		<u>4</u>	<u>データベース言語 , SQL の利用</u>
		<u>5</u>	DBMS の機能と特徴
		<u>6</u>	データベース制御機能(排他制御,リカ
			<u>パリ)</u>
		<u>7</u>	<u>分散データベース</u>
<u>(I)</u>	<u>セキュリティ</u>	<u>1</u>	<u>セキュリティ対策</u>

		<u>2</u>	<u>プライバシ保護</u>
		<u>3</u>	<u>ガイドライン</u>
<u>(J)</u>	標準化	1	データの標準化
		2	標準化組織
<u>(K)</u>	情報化と経営	1	経営管理(経営戦略,組織と役割,マー
			<u>ケティングなど)</u>
		2	情報化戦略(業務改善など)
		3	財務会計(会計基準,財務諸表など)
		<u>4</u>	管理会計(損益分岐点,原価管理など)
		<u>5</u>	IE 分析手法,管理図
		6	確率と統計
		7	情報システムの活用(ビジネスシステム)
			<u>企業間システムなど)</u>
		8	関連法規(情報通信,知的財産権)
<u>(L)</u>	表現能力	<u>1</u>	発表技術
		2	文章の書き方
		3	マルチメディアの利用

当該民間資格試験の使用言語:日本語

当該民間資格試験の提供開始日:平成14年4月

5 当該規制の特例措置の内容

当該特例措置を活用した事業の実施は,初級システムアドミニストレータ試験の午前試験が免除されることになり,受験者の負担軽減,受験機会の増加を促進による合格率の向上や合格者の拡大が図られ,多くの優秀な人材の確保が可能となる。

また,講座を開設する専門学校等の教育機関の指導力の向上や優秀な学生が本県に 集まることにもつながり,IT関連産業の人材の確保や集積促進・振興に寄与するも のと考えられる。

現時点では,当該特例措置を活用した事業実施を希望する団体は,本申請の事業主体5団体であるが,今後,希望する団体がある場合には,特区計画変更を行い事業主体に加えるものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知識を免除するものである。

別紙1 - 2
1 特定事業の名称 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業 1131(1143、1145)
2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者(1)講座の開設者学校法人鶴学園広島工業大学専門学校(広島市西区福島町二丁目1-1)(2)修了認定に係る試験の提供者日本CIW普及育成協議会(JACC)(東京都中央区京橋1-1-8西銀ビル5F)
3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 計画認定の日
4 特定事業の内容 (1)経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 初級システムアドミニストレータ講座(CIW併用Aコース) 別添資料3 講座の運営に当たって,履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政 法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い,助言があった場合には対応することとする。
(2)修了認定の基準 ア 民間資格を取得するための試験「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある認定講座に8割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。 イ 民間資格を取得するための試験「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得した者で、かつ、講座の開設者が平成17年4月1日以降に開設した講座を8割以上出席し履修した者に対し、初級システムアドミニストレータ試験対策講座(CIW併用Aコース)の履修項目と重なっている項目は履修したものとみなし、未履修の項

目のみを当該講座において履修することにより,修了認定に係る試験の受験資格
を与えるものとする。
ウ 有資格者に対し,修了認定に係る試験を実施し,日本CIW普及育成協議会(J
ACC)の定める合格基準を満たした者について,修了を認定するものとする。
なお、(3)イの場合、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基
準を満たした者について、修了を認定するものとする。
+ Charcoredies v. C / 193 Chores a concess as
(3)修了認定に係る試験の実施方法
ア 修了認定に係る試験は、日本CIW普及育成協議会(JACC)が作成し、独
立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題を使用し、
宝施するものとする。
<u>実施するものとする。</u> イ 上記アに関連し,当該の試験問題が,独立行政法人情報処理推進機構(IPA)
の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IP
A)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。
ウ 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで,
修了認定に係る試験を実施することができるものとする。
工 修了認定に係る試験の会場は,当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
が特別区域内に指定した施設とする。
オ 修了認定に係る試験の採点事務は,当該規制の特例措置の適用を受けようとす
る者のうち,日本CIW普及育成協議会(JACC)が行うものとする。 ただし,
日本CIW普及育成協議会(JACC)が認めた場合にあっては,この事務を指
<u>定した者に代行させることができる。</u>
力 講座の修了を認めた者の氏名,生年月日及び試験結果については,当該民間資
格の取得を証する写しと併せて,独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通
<u>知する。</u>
(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目
資格名称: C I Wアソシエイト
試験科目:C I Wファンデーション
当該民間資格を取得するための試験の試験項目:表に示す通り
出題分野 試験項目
(A) インターネットの概論 1 インターネット・コンセプト
2 インターネット・インフラ
(B) インターネットの利用 1 Webコンセプト
<u>【 U) 1 フ) </u>

		1	
		_	Webサービスの利用
		<u>3</u>	<u>データ・リサーチ</u>
<u>(C)</u>	<u>インターネットのメディ</u> ア	<u>1</u>	<u>オブジェクト・データ</u>
(D)	<u>セキュリティの技術</u>	<u>1</u>	<u>セキュリティ・リテラシー</u>
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	<u>eコマース</u>
		2	マネジメント・ナレッジ
<u>(F)</u>	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
<u>(H)</u>	インターネットワーキン	1	インターネット・アーキテクチャ
	<u>グ</u>	2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
<u>(I)</u>	インターネットサービス	1	サービス・コンポーネント
	の構成	2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	<u>データベース</u>
<u>(K)</u>	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
<u>(L)</u>	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
		2	HTML コーディング
		3	HTML コーディング
		4	HTML コーディング
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジー
		3	拡張言語テクノロジー
- 当該民	問資格を取得するための試験	全のは	

当該民間資格を取得するための試験の使用言語:日本語 当該民間資格を取得するための試験の提供開始日:平成13年6月

5 当該規制の特例措置の内容
本特例措置は , 内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座
の修了を認められた者が,当該講座の修了を認められた日から1年以内に,初級シ
ステムアドミニストレータ試験を受験する場合には,情報処理技術者試験規則別表
関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知識
を免除するものである。
<u> </u>

(3)構造改革特別区域計画 別紙2

(3)構造改革特別区域計画 別紙2					
IΒ	新				
別紙 2	<u>別紙2 - 1</u>				
1 特定事業の名称 (略)	1 特定事業の名称 (略)				
1132(1144)	1132(1144、1146)				
2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者	2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 (1)講座の開設者				
学校法人上野学園広島コンピュータ専門学校(広島市西区横川新町7-12) 学校法人電子開発学園九州広島情報専門学校(広島市南区比治山本町16-35)	<u>(1) 開産の併設者</u> 学校法人上野学園広島コンピュータ専門学校(広島市西区横川新町7-12)				
学校法人穴吹学園穴吹コンピュータ専門学校(広島県福山市東町2-3-6) 学校法人上野学園広島電子専門学校(広島市中区千田町1丁目2-19) 学校法人鶴学園広島工業大学専門学校(広島市西区福島町2丁目1-1)	学校法人上野学園広島電子専門学校(広島市中区千田町一丁目2-19)				
子仪太人瞎子园仏岛上某人子等门子仪(仏岛巾凶区俑岛町21日1-1)					
4 特定事業の内容	4 特定事業の内容				
(1)経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画	(1)経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画				
基本情報技術者講座(Aコース) 別添資料 8	基本情報技術者講座(サーティファイ併用Aコース) 別添資料4				
学校法人上野学園広島コンピュータ専門学校 基本情報技術者講座(Bコース) 別添資料9	学校法人上野学園広島コンピュータ専門学校				
<u> </u>					
基本情報技術者講座(Cコース) 別添資料10					
学校法人穴吹学園穴吹コンピュータ専門学校					
基本情報技術者講座(Dコース) 別添資料11	基本情報技術者講座(サーティファイ併用Bコース) 別添資料5				
学校法人上野学園広島電子専門学校	学校法人上野学園広島電子専門学校				
基本情報技術者講座(Eコース) 別添資料12					
学校法人鶴学園広島工業大学専門学校					
	基本情報技術者講座(サーティファイ併用Cコース) 別添資料 6				
	大栄教育システム株式会社 (大手町校, JR広島駅校,福山校)				

(2)修了認定の基準

各校が定める出席率を満たして出席した受講生について,修了認定に係る試験を 受験できる有資格者と定める。有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し,独 立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について, 修了を認定する。

【各校が定める出席率】

広島コンピュータ専門学校	当該講座の8割以上
広島情報専門学校	当該講座の3分の2以上
穴吹コンピュータ専門学校	当該講座の8割以上
広島電子専門学校	当該講座の8割以上
広島工業大学専門学校	当該講座の8割以上

広島コンピュータ専門学校において、平成16年4月14日から平成17年6月 24日までの期間に同校で行った「ハードウェア」「アルゴリズム」「か レーティッグ システム」「OS基礎」「ソフトウェア」「コンピュータアー・〒グチャー」「ネットワーク基礎」「情 報処理演習」を履修し(別添資料18- 及び18-),かつ,修了認定に係る 試験日現在,同校に在学している者については,基本情報技術者講座(Aコース) における履修計画を修了したものとし,修了認定に係る試験の受験資格を得るも のとする。

広島情報専門学校において、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの期間に同校で行った「コンピュータシステム」「アルゴリズムとデータ構造」「システム設計」「ネットワークの基礎」及び「データベース」を履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、同校に在学している者については、別添資料19に掲げる補講講座を履修することにより、基本情報技術者講座(Bコース)における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験の受験資格を得るものとする。

「次コンピュータ専門学校において、平成17年9月5日から平成18年1月27日までの期間に同校で行った「電子計算機概論講座」及び「アルゴリズム講座」を履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、同校に在学している者については、別添資料22に掲げる補講講座を履修することにより、基本情報技術者講座(Cコース)における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験の受験資格を得るものとする。

広島電子専門学校において、平成16年4月16日から平成17年6月24日までの期間に同校で行った「コンピュータ概論」・「システム概論」及び「情報概論」を履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、同校に在学している者については、別添資料20に掲げる補講講座を履修することにより、基本情報技術者講座(D

(2)修了認定の基準

- ア 民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験 し,合格並びに第1部科目合格した者で,かつ履修計画にある認定講座に8割以 上出席した者に対し,修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。
- イ 有資格者に対し,当該試験を実施し,株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について,修了を認定する。また,独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は,独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

<u>コース)における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験の受験資格</u>を得るものとする。

広島工業大学専門学校において、平成16年4月1日から平成18年3月31日 までの期間に同校で行った「コンピュータシステム」「システム設計」「アルゴリズム」「ネットワーク知識」「ファイルとデータベース」及び「情報化と経営」を 履修し(別添資料21)、かつ、修了認定に係る試験日現在、同校に在学している 者については、基本情報技術者講座(Eコース)における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験の受験資格を得るものとする。

(3)修了認定に係る試験の実施方法

__修了認定に係る試験は当該講座ごとに2回実施し,実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。

修了認定に係る試験会場は、当該講座が実施される施設とする。

- 試験問題は,独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用し,また, 講座の修了を認めた者の氏名,生年月日及び試験結果については,独立行政法人 情報処理推進機構に通知するものとする。
- 修了認定に係る試験の採点事務は,当該規制の特例措置の適用を受けようとする 者が行うものとする。

(3)修了認定に係る試験の実施方法

- ア 修了認定に係る試験は,株式会社サーティファイが作成し,独立行政法人情報 処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題,または,独立行政法人 情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して,実施する。
- <u>イ 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで</u>, 修了認定に係る試験を実施することができるものとする。
- ウ 修了認定に係る試験の会場は,当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 が特別区域内に指定した施設とする。
- 工 修了認定に係る試験の採点事務は,当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち,株式会社サーティファイが行うものとする。ただし,株式会社サーティファイが認めた場合にあっては,この事務を指定した者に代行させることができる。
- オ 講座の修了を認めた者の氏名,生年月日及び試験結果については,当該民間資格の取得を証する写しと併せて,独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称:情報処理技術者能力認定試験2級

試験科目:情報処理技術者能力認定試験2級第1部

当該民間資格を取得するための試験の試験項目:表に示す通り

	<u>出題分野</u>		試験項目
<u>(A)</u>	情報の基礎理論	1	基数変換 , データ表現 , 演算と精度 , 論 理演算 , 符号理論
		2	<u>状態遷移 , グラフ理論 , オートマトンと</u> 形式言語

		3	計算量と情報量
(B)	データ構造とアルゴ	1	データ構造 , アルゴリズムの基礎
	リズム	2	-
			記法
		3	 各種アルゴリズム , アルゴリズムの効率
(C)	ハードウェア	1	
		2	プロセッサ , 動作原理
		3	メモリ , 記憶媒体 , 補助記憶装置
		4	人出力インタフェース,入出力装置,接
			続形態・接続媒体
		5	コンピュータの種類と特徴
(D)	基本ソフトウェア	1	OS の種類と構成
		2	プロセス管理,割込み制御
		3	主記憶管理,仮想記憶
		4	入出力制御,ジョブ管理
		5	ファイル管理,障害管理
		6	ヒューマンインタフェース, 日本語処理
		7	<u>ミドルウェア</u>
<u>(E)</u>	システム構成と方式	1	システム構成方式 , 処理形態
		2	システム性能 , 信頼性
		<u>3</u>	応用システム
<u>(F)</u>	システム開発と運用	<u>1</u>	プログラム構造 , 制御構造
		2	プログラム言語,言語処理系
		<u>3</u>	<u>EUC , EUD , ソフトウェァの利用</u>
		<u>4</u>	開発手法,設計手法,テスト手法
		5	システムの環境整備 , 運用管理
<u>(G)</u>	<u>ネットワーク技術</u>	<u>1</u>	プロトコルと伝送制御
		<u>2</u>	符号化と伝送技術
		3	LAN とインターネット
		4	電気通信サービス
		<u>5</u>	ネットワーク性能
		<u>6</u>	<u> 伝送媒体,通信装置</u>
		<u>7</u>	<u>ネットワークソフト</u>

<u>(H)</u>	データベース技術	<u>1</u>	<u>データベースモデル</u>
		2	データの分析・正規化
		3	データ操作
		4	データベース言語 , SQL の利用
		<u>5</u>	DBMS の機能と特徴
		6	データベース制御機能 排他制御 ,リカバリ)
<u>(I)</u>	<u>セキュリティ</u>	<u>1</u>	セキュリティ対策
		2	プライバシ保護
		3	ガイドライン
(J)	標準化	1	情報システム基盤の標準化
		2	データの標準化
		3	標準化組織
(K)	情報化と経営	<u>1</u>	経営管理(経営戦略,組織と役割,マー
			<u>ケティングなど)</u>
		<u>2</u>	情報化戦略(業務改善など)
		<u>3</u>	IE 分析手法,管理図
		4	確率と統計
		<u>5</u>	最適化問題,意志決定理論
		<u>6</u>	情報システムの活用(ビジネスシステム)
			<u>企業間システムなど)</u>
		<u>7</u>	関連法規(情報通信,知的財産権)

当該民間資格試験の使用言語:日本語

当該民間資格試験の提供開始日:平成14年4月

5 当該規制の特例措置の内容

当該特例措置を活用した事業の実施は,初級システムアドミニストレータ試験の午前試験が免除されることになり,受験者の負担軽減,受験機会の増加を促進による合格率の向上や合格者の拡大が図られ,多くの優秀な人材の確保が可能となる。

また,講座を開設する専門学校等の教育機関の指導力の向上や優秀な学生が本県に 集まることにもつながり,IT関連産業の人材の確保や集積促進・振興に寄与するも のと考えられる。

現時点では,当該特例措置を活用した事業実施を希望する団体は,本申請の事業主体5団体であるが,今後,希望する団体がある場合には,特区計画変更を行い事業主体に加えるものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は,内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が,当該講座の修了を認められた日から1年以内に,基本情報技術者試験を受験する場合には,情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち,第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基礎知識を免除するものである。

別紙2-2
1 特定事業の名称 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業 1132(1144、1146)
2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 (1)講座の開設者 学校法人鶴学園広島工業大学専門学校(広島市西区福島町二丁目1-1) (2)修了認定に係る試験の提供者 日本CIW普及育成協議会(JACC)(東京都中央区京橋1-11-8西銀ビル5F)
3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 計画認定の日
4 特定事業の内容 (1)経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 基本情報技術者講座(CIW併用Aコース) 別添資料7 講座の運営に当たって,履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政 法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い,助言があった場合には対応することとする。
(2)修了認定の基準 ア 民間資格を取得するための試験「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある認定講座に8割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。 イ 民間資格を取得するための試験「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得した者で、かつ、講座の開設者が平成17年4月1日以降に開設した講座を8割以上出席し履修した者に対し、基本情報技術者講座(CIW併用Aコース)の履修項目と重なっている項目は履修したものとみなし、未履修の項目のみを当該講座において履修することにより、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

ウ 有資格者に対し、修了認定に係る試験を実施し、日本CIW普及育成協議会(JACC)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。 なお、(3)イの場合、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。
(3)修了認定に係る試験の実施方法 ア 修了認定に係る試験は,日本CIW普及育成協議会(JACC)が作成し,独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題を使用し,実施するものとする。 イ 上記アに関連し,当該の試験問題が,独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認められなかった場合は,独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。 ウ 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで,修了認定に係る試験を実施することができるものとする。 エ 修了認定に係る試験の実場は,当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。 オ 修了認定に係る試験の採点事務は,当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。 カ 修了認定に係る試験の採点事務は,当該規制の特別措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。 カ 修了認定に係る試験の採点事務は,当該規制の特別措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。 カ 修了認定に係る試験の採点事務は,当該規制の特別措置の適用を受けようとする者のうち,日本CIW普及育成協議会(JACC)が認めた場合にあっては,この事務を指定した者に代行させることができる。 カ 講座の修了を認めた者の氏名,生年月日及び試験結果については,当該民間資格の取得を証する写しと併せて,独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知する。
(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目 資格名称: C I W ア ソ シ エイト 試験科目: C I W ファンデーション 当該民間資格試験の出題項目:表に示す通り 出題項目 (A) インターネットの概論 1 インターネット・コンセプト 2 インターネット・インフラ (B) インターネットの利用 1 Webコンセプト 2 Webサービスの利用 3 データ・リサーチ

$\begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$	
(D) セキュリティの技術 1 セキュリティ・リテラシー	
2 セキュリティ・マネジメント	_
3 セキュリティ・テクノロジー	_
<u>4</u> ファイアウォール	
<u>(E)</u> <u>e ビジネスの設計</u> <u>1</u> <u>e コマース</u>	
2 マネジメント・ナレッジ	
<u>(F)</u> ネットワークの基礎 <u>1</u> ネットワーク・コンセプト	
<u>2</u> <u>ネットワーク・アーキテクラ</u>	Ft
<u>(G)</u> <u>ネットワークの設計</u> <u>1</u> <u>ネットワーク・コンポーネン</u>	<u> </u>
<u>2</u> <u>ネットワーク・テクノロジ</u> ー	<u>-</u>
(H) インターネットワーキン 1 インターネット・アーキテク	<u> 7チャ</u>
<u>グ</u> <u>ネットワーク・デザイン</u>	
<u>3</u> <u>ネットワーク・マネジメント</u>	<u>`</u>
<u>(I)</u> <u>インターネットサービス</u> <u>1</u> <u>サービス・コンポーネント</u>	_
<u>の構成</u> <u>2</u> <u>サービス・コンポーネント</u>	_
<u>3</u> <u>サービス・コンポーネント</u>	_
(J) システムの開発 1 サーパサイド・スクリプト	
<u>2</u> <u>データベース</u>	
<u>(K)</u> サイト開発の基礎 <u>1</u> サイトデザイン・コンセプト	<u>~</u>
<u>2</u> HTML	
<u>(L)</u> サイト開発の実践 <u>1</u> HTML コーディング	
2 HTML コーディング	
3 HTML コーディング	
<u>4</u> HTML コーディング	
(M) サイト開発の応用 1 ツールの使用	
<u>2</u> <u>拡張言語テクノロジー</u>	
3 拡張言語テクノロジー	

当該民間資格試験の使用言語:日本語 当該民間資格試験の提供開始日:平成13年6月

5 当該規制の特例措置の内容
本特例措置は , 内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の
修了を認められた者が,当該講座の修了を認められた日から1年以内に,基本情報技
術者試験を受験する場合には,情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る
試験の科目のうち,第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号
<u>に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基礎知識を免除するものである。</u>